

ス。本版其ノ他材料ニハ支障ナシ
一、兼習者〔省略〕

昭和十八年度臨時版画教室概況報告ノ件
〔昭和十九年九月二十八日報告〕

案

年月日

學校長

伯爵陸奥陽之助
宛（各一通）
木村鑛吉

拜啓 益々御清穆之段奉賀状 陳者御援助ニ依リ開設中ノ臨時版画教室昭和十八年度概況別記ノ通ニ有之候間此段御報告候也
（渋谷区代々木初台町六〇六木村鑛吉宛二通送付）

昭和十八年度臨時版画教室授業概況報告

從來本校各科ヨリ希望者ヲ四月中ニ募集シ一ケ年ノ豫定ニテ銅版画部、木版画部ノ兼修ヲ許可セルモ昨年ハ應募セル者モ入隊、應召等ニテ僅少ノ志望者ハ殆ンド全部兼修シ得ザル狀況ニ相成リタリ、尚材料ノ點ニ於テ主材料タル銅板及木材ノ獲得困難トナリ當分豫定通りノ授業繼續不能ノ状態トナレルハ遺憾ナリトス。
師範科ニ於テハ豫テ版画ノ重要性ヲ認メ國家教育上ヨリ之ヲ普及セシムルノ可能ナルヲ認メ生徒ニ銅版木版ノ實習ヲ為サシムルタメ昨年一ケ年ハ之ヲ利用セシメタリ 主トシテ師範科一學年ニ木版画ヲ、同三學年ニハ銅版画ヲ課シ相當ノ効果ヲ収メ得タリト信ス 但シ右ニ要シタル資材ハ僅少ナルヲ以テ師範科所有ノモノヲ使用セシ

メタリ

當分右教室ヲ師範科教授用ニ使用セシメラレ度シ、指導ハ主トシテ教授松田義之コレニ當ル

昭和十九年九月 師範科 版画教室代理 松田 義之

なお、版画兼習生数は次のとおりであつた。

昭和	年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
エッチング部	18	17	18	12	7	9	7	11	11	以下
木版画部	26	20	22	16	8	1	11	15	15	不明

（以上、「特殊文書綴掛務」〔自昭和八年四月工芸科実技兼修ニ関スル書類・版画兼修、セメント美術兼修ニ関スル書類掛務〕による。）

③ 依嘱製作に関する内規制定

昭和十年、左記の内規が制定された。

依嘱製作ニ關スル内規

一 本校ノ依嘱製作ハ製作物ノ種類ニヨリ校長ノ命ヲ以テ教官中ヨリ製作擔任者又ハ製作監督者ヲ定メ之ヲ實行ス
一 繪畫、彫刻（主ニ銅像原型）工藝品ノ圖案又ハ模型、小銅像小工藝品等ノ製作ヲ命セラレタル製作擔任者ハ其圖樣ニ就キ校長ノ承認ヲ受クルヲ要ス
一 前項ノ製作物完了シタル時ハ校長ノ檢閲ヲ經タル後製作料ヲ直

